⑿　第１回の入札において落札者が決定しない場合で再度入札に移行する場合の取り扱い
①　電子入札による場合
再度入札の日時については、再入札通知書に記載して通知する。
②　紙入札による場合
再度入札の日時について、入札会場で口頭により知らせる。
⒀　入札不調となった場合の取り扱い
本工事の入札が不調となった場合、「競争入札後価格交渉方式（見積審査タイプ）」（試行）に移行する場合がある。
「競争入札後価格交渉方式（見積審査タイプ）」とは、入札不調発生後、入札価格が最低の者１者（入札価格が最低の者が２者以上あるときは、工事請負現場説明書１⑿に準ずる。）を当該協議対象者として選定し、価格交渉を行い、妥当性が確認できた場合は、その価格が標準積算した設計金額を上回った場合においても予定価格に反映させる契約方式である。
⒁　本掲示に関して詳細不明な点については、上記５⑴に掲げる担当課に照会すること。
⒂　電子入札制度等に関して詳細不明な点については、次に掲げる担当課に照会すること。
電子入札制度等に関する担当課
〒100―8930 東京都千代田区霞が関一丁目４番１号　首都高速道路株式会社　財務部契約課　電話03―3539―9319（ダイヤルイン）
⒃　詳細は「入札説明書」による。
7　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Toshitaka Miyata, President of Metropolitan Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Detail Design and Construction Works for Bearing replacement and Installation of bridge collapse prevention device of Expressways in Kawaguchi Line
⑷　Time-limit for the submission of application forms for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 22 January 2019
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 10 : 00 A.M. 6 March 2019 (Tenders submitted by mail : 4 : 00 P.M. 5 March 2019) (Note that this may be subject to change)
⑹　Contact point for tender documentation : Accounting and General Affairs Group, East Tokyo Bureau, Metropolitan Expressway Company Limited, 43―5, Nihonbashi Hakozaki-cho, Chuo-ku, Tokyo 103―0015, Japan, Tel. ＋81(0)3―5640―4817

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成31年１月７日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　宮田　年耕
◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13
1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　（修）構造物改良工事２－５
⑶　工事場所　埼玉県川口市本蓮三丁目　他
⑷　工事内容　支承取替工、縁端拡幅工、落橋防止装置工、段差防止装置工　他
１）支承取替工　346基
２）縁端拡幅工　127基
３）落橋防止装置工　283基
４）段差防止装置工　261基
５）水平力分担構造設置工　28基
６）鋼桁・鋼橋脚塗替塗装工　約13,300㎡
７）橋脚横梁剥落防止工　約600㎡
８）支点直下き裂補修工　一式
９）雑工　一式
10）実施設計　一式
⑸　工期　契約締結日の翌日から1230日間
⑹　その他
①　本工事は、公募して競争参加資格確認申請書及び技術資料の提出を受け、競争参加資格を確認された者のうちから、競争入札により落札者を決定する一般競争入札の対象工事である。
②　本工事は、競争参加資格確認申請書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては５⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式１）を提出するものとする。
③　本工事は工程上一定の区切りと認められる期間に限り、主任技術者又は監理技術者の途中交代を認める工事である。
④　技術資料は、持参により提出すること。
⑤　その他については、電子入札留意事項によることとする。
2　競争参加資格
⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。（詳細は「入札説明書」に記載）。
⑵　首都高速道路株式会社における「道路保全土木工事」に係る平成29・30年度の競争参加資格の認定を受けている単体又は２者の共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「道路保全土木工事」に係る平成29・30年度の競争参加資格の再認定を受けていること。
⑶　平成15年度以降に、以下に掲げるすべての工事完工実績（元請けに限る。）を有すること。ただし、同一工事ですべての工事完工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。
①　単体又は共同企業体の代表者
ア　供用中の高速道路の道路橋における支承取替工事
イ　供用中の高速道路の道路橋における落橋防止装置設置工事
ウ　市街地（ＤＩＤ相当）における往復４車線以上の道路上において車線規制を行う工事
※ＤＩＤとは、人口密度4,000人／㎢以上で5,000人以上が集まっている地域である。（以下同じ。）
②　共同企業体の代表者以外の構成員
ア　供用中の高速道路の道路橋における支承取替工事または落橋防止装置設置工事
⑷　下記の期間Ａ、期間Ｂについて、次に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、現場代理人（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場着手は、平成31年９月27日（金）を予定している。
また、元請自らが工場製作を行う場合に限り、工程上一定の区切りと認められる時点（期間Ａ、期間Ｂが切り替わる時点）において、主任技術者又は監理技術者の途中交代を認める。
期間Ａ：準備期間等、現場が稼働していない期間、および足場等仮設備の設置作業期間や仮設備内での調査期間
平成31年３月14日（木）から平成31年11月６日（水）まで
期間Ｂ：目的構造物に係る工事が行われている期間
平成31年11月６日（水）から工期末まで
①　期間Ａ、期間Ｂに配置する主任技術者及び監理技術者は、以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。
ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）
イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」としたものに限る。）又は総合技術監理部門（技術部門を「建設-鋼構造及びコンクリート」とした者に限る。）に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（建設部門）」という。）
ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者